

垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの那覇軍港への一時配備及び米軍 普天間飛行場への配備計画の撤回を求める意見書

去る5月11日、日米両国政府が米海兵隊垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ12機を10月の米軍普天間飛行場への本格配備前に、試験飛行や安全点検を実施するため、7月中旬に那覇軍港に配備するという新聞報道があった。

オスプレイは、これまで開発段階から墜落死亡事故が多発し、去る4月11日にもアフリカのモロッコで2人が死亡、2人が重傷を負う墜落事故を起こし、6月13日、フロリダ州の演習場で射撃訓練中に墜落したばかりである。その事故原因も明らかにされておらず、安全性についての疑念はますます強くなっている。

その危険性が再三指摘されている問題の機種を、分解した状態で那覇軍港へ搬入し、組み立て、試験飛行を行うことは、沖縄県民の命を危険にさらし、墜落と死の恐怖を押しつける以外の何物でもなく、言語道断である。

沖縄県議会を初め県内全41市町村議会で、配備反対の抗議決議・意見書が可決されている。6月17日には、宜野湾市においてオスプレイの県内配備撤回を求める市民大会が5,200人の参加で開催された。

「世界一危険」な普天間基地に、何度も墜落事故を起こし欠陥機と言われるオスプレイを配備すれば、危険を高めることとなる。墜落の危険と隣り合わせの生活を強いられている沖縄県民が不安を大きくするのは当然である。

このほど明らかになったアメリカの「環境審査報告書」によると、東北地方に2本、北信越、近畿一四国、九州、沖縄一奄美に各1本、合計6本のオスプレイ用低空飛行訓練ルートが新たにつくられるとのことである。沖縄への配備は、オスプレイの被害を沖縄だけでなく全国に広げるものであり重大である。

よって、本市議会は、沖縄県民の生命と財産、日常生活の安全と安心を守る立場から、日米両国政府に怒りを込めて抗議するとともに、国会及び政府に対し、危険きわまりないオスプレイの那覇軍港への一時配備及び米軍普天間飛行場への配備計画の撤回を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月27日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝